

## 平成24年第8回那須烏山市議会12月定例会（第1日）

平成24年12月5日（水）

開会 午前10時00分

散会 午後 3時06分

## ◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
教育次長	岡清隆
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	平山隆
福祉事務所長	平山正夫
健康福祉課長	網野榮
こども課長	鈴木重男
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	高橋博

環境課長	小 川 祥 一
都市建設課長	福 田 光 宏
上下水道課長	樋 山 洋 平
学校教育課長	大 野 治 樹
生涯学習課長	川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長	堀 江 久 雄
書 記	薄 井 時 夫
書 記	大 鐘 智 夫

## ○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 8号 那須烏山市定住促進住まいづくり条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 9号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第10号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第11号 那須烏山市児童生徒を伸ばすすこやか条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第12号 那須烏山市郷土資料館及び歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 1号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 2号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 3号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 4号 平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 5号 平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 6号 平成24年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第13号 字の名称の変更について（市長提出）
- 日程 第16 議案第14号 那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第17 議案第15号 那須烏山市民ふれあい農園の指定管理者の指定について（市長提出）

日程 第18 議案第16号 那須烏山市山あげ会館の指定管理者の指定について（市長提出）

日程 第19 議案第17号 那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定について（市長提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## [午前10時00分開会]

○議長（中山五男） 議場内の皆さん、おはようございます。寒い中、御出席をいただきましてありがとうございます。

定例会開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。衆議院議員総選挙がいよいよ公示されまして、あわただしさを増してまいりましたが、そのような中で、本日の定例会市議会が開かれることになりましたが、皆様方にはまことに御苦労さまです。

今回の総選挙では、消費税や原発、TPP問題、さらには外交と、日本の進路を決める重要な選挙でありますから、定例会会期中は連日各党の遊説車が市内に入るなど、相当激しい選挙戦が繰り広げられるものと存じます。議員の皆様方には、そのような中にありましても、議会開催中は、市議会議員としての本分を忘れることなく議案審議に専念していただきたく存じます。その上で選挙運動には、節度ある中で意図する候補者の応援をしていただきたいと思いますところでもあります。

さて、先日の全員協議会で申し合わせしましたとおり、今議会から議案の賛否については、その結果を賛成議員、反対議員それぞれの氏名を議会だより等により公表することになりましたので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。このことは議会の透明性を増す上でも本議会の一大改革と想っているところでもあります。

次に1点、市長に申し上げたいと思います。それは市がかかわる各種行事の課長等の出席についてであります。本市では市民や他市町村の方々を招くなどしたさまざまな行事を年間に幾つも実施されていることは御承知のとおりであります。今月に入りましてから、もう既にイルミネーション点灯式や参加者1,800名を超えるマラソン大会が実施されておりますが、市の主立った行事の際、市長は管理職の方々を出席させることとしてはいかがでしょうか。

このことは、市内外からの参加者に対して、歓迎と敬意を払う上からも好ましいことと同時に、課長が各事業を認識される上、費用対効果等を含めた改善点など行政のプロの目線で評価できるものと思っているところでもあります。各種行事の議会議員の出席率が決していいとは申せない中で、このことを執行部の皆様に申しにくいところではありますが、以後、御検討いただければありがたいと思っているところでもあります。

最後になりますが、今議会に提案されます議案は、条例、補正予算等17議案に及びますが、議員の皆様方には慎重な御審議をいただくと同時に、執行部の提案理由の説明と答弁は簡潔にされますようお願い申し上げまして、議会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。それでは、12月11日までの7日間どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま出席している議員は17名全員です。定足数に達しておりますので、平成24年第8回那須烏山市議会12月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る11月28日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

---

### ◎市長挨拶

○議長（中山五男） ここで、市長の挨拶とあわせて行政報告を求めます。

大谷市長。

#### 〔市長 大谷範雄 登壇 挨拶〕

○市長（大谷範雄） おはようございます。平成24年第8回那須烏山市議会定例会の開会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、大変御多用、御多忙の中を御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、衆議院議員選挙が昨日公示されました。不況感が深まる中、外交問題が深刻化する中、東日本大震災と原発事故後初めての国政選挙であります。特に、本市のような中山間地域におきましては、景気の低迷や人口減少が財政運営に大きくのしかかってきております。また、基幹産業であります農林水産業には、放射能汚染という風評被害が少なからず影響をしております。このような中、各候補者は今後の積極的な経済政策による景気回復を訴えております。本市におきまして、企業誘致や人口増対策による財源の確保と地域活性化は喫緊の課題でもあり、本定例会でも定住促進住まいづくり条例や企業の誘致及び立地を促進する条例を提案をさせていただいております。

しかし、地方単独の対策では限界もあり、国全体の契機の底上げによる企業誘致、生産活動の活発化、雇用確保が強く望まれております。また、国から地方に権限と税源を移譲し、対等なパートナーとして活気に満ちた地方を目指す地域主権改革の行方も、これからの行政運営にとりまして非常に重要な要素でありますことから、今回の選挙、そして、その後の政権運営につきましては、注意深く見守ってまいりたいと考えております。

さて、2日に、中央自動車道の笹子トンネルで起きた天井崩落事故では、休日の行楽に向かう車などが下敷きになりまして、9名の犠牲者を出す最悪の事態となりました。この事故では、老朽化したトンネルの危険性を浮き彫りにしましたが、トンネルばかりでなく、橋梁などのイ

ンフラの老朽化は非常に大きな問題となっております。全国に15万7,000ある15メートル以上の橋梁のうち、老朽化で通行どめとなっているのは200余りですけれども、重量制限を含めると、この4年間で1.7倍にふえております。老朽化した公共施設を全て更新するには、維持管理費だけで年間8兆円という試算もございまして、現実には不可能と言われております。

本市でも、現在146の橋梁を管理をしておりますが、何もしないとした場合、20年後には老朽化が68%に上るという試算もございまして。このため、ことし3月には、橋梁長寿命化修繕計画を策定をいたしまして、15メートル以上の橋梁33カ所と、主要橋梁7カ所を含む40の橋梁を優先をして計画的に予防措置、維持修繕を行う予定にいたしております。また、定期的な保守点検で事故の未然防止を図っておりますが、今回の事故を他山の石といたしまして、安全安心対策に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位の御理解、御協力をお願いを申し上げます。

このような中、市内には明るい話題もございまして。今定例会の一般質問でも、複数議員から御質問をいただくことになっておりますが、JR烏山線に国内初となる蓄電池駆動電車システムが導入される計画が正式発表されたこととございまして。既に試験運行は実施済みでございまして、烏山駅には専用の充電設備が設置をされており、再来年の春には正式運行が開始する予定であります。本市にとりましては、市民が公共交通機関を使って宇都宮方面に出かける際の快適性や利便性が向上しますとともに、鉄道ファンや観光客の増加に大きな期待を寄せているところであります。

また、先月、公益社団法人土木学会では、本市の東京動力機械製造地下工場跡、これは現在のどうくつ酒蔵でございまして、こちらと烏山防空監視哨を選奨土木遺産に選定をしたところであります。既に那珂川にかかる境橋も平成19年に認定をされてございまして、市内の17の近代化遺産のうち3件が選奨土木遺産に選定をされてございまして、これは宇都宮市と並んで県内最多であります。さらに継続して発掘調査を進めてまいりました烏山城は、初代藩主が映画の「のぼうの城」の主人公一族であります成田氏でありまして、改めて歴史ファンの注目を集めているところであります。山あげ祭に代表される無形民俗文化財とあわせまして、これらの貴重な文化遺産を有効に活用し、地域振興に役立てたいと考えているところでございまして。

さて、平成24年度も残すところあと1カ月を切りました。先の第7回定例会では、今夏の記録的な猛暑と少雨が9月になっても続きまして、農作物等への影響が懸念をされたところであります。あれから3カ月が経過をし、晩秋を通り過ぎて一気に冬の装いとなっております。12月1日には、例年より17日早く初雪を観測をし、市内でも一足早く冬景色を見ることができました。気象庁の長期予報によれば、今月前半の関東地方の気温はかなり低下する見込み

でございます。議員各位におかれましては、年末にかけて政治活動や地域イベント等、御多忙のことと存じますが、活躍をされることをお祈り申し上げます。

今次定例会におきましては、提案を申し上げます案件は、補正予算案6件、承認案1件、条例案5件、議決案5件、合計17件でございます。何とぞよろしく慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（中山五男） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において

11番 平山 進議員

12番 佐藤雄次郎議員を指名いたします。

---

### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（中山五男） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から12月11日までの7日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から7日間と決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力お願いいたします。

---

### ◎日程第3 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（中山五男） 日程第3 議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き、省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）を、11月19日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告をし、承認を求めるものであります。

補正予算額は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1,916万6,000円増額し、補正後の予算総額を129億1,026万5,000円とするものでございます。その内容は、12月16日に執行されます衆議院議員総選挙に係る経費でありまして、財源は県支出金並びに前年度繰越金をもって措置をいたしました。慎重御審議をいただきまして、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今回の補正は、今行われております衆議院選挙の市の費用部分であるというような説明であります。今回、前の知事選挙の公営掲示板をそのまま残しながら、そこにベニヤを追加しまして候補者分の掲示ができるような体制をとったというふうにお見受けするんですけども、これは那須烏山市だけでなく全県下で行われたのかなというふうにお見受けするんですけども、ちなみに本市としましては、ああいうような前の選挙の公営掲示板を利用するということで、どれぐらいの経費削減になっているのか。わかったら御説明をお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） ごらんとおり、今回、知事選の投票から公示までわずかな期間でありましたので、御指摘のとおり、全体の知事選の投票、ポスター掲示を基礎部分はそっくり残しまして、今回新たに衆議院の小選挙区の公示、ポスター掲示場の印刷を頼みまして設置したわけでございます。

したがいまして、当初は撤去まで30万円程度の予定で組んでおりましたが、栃木県知事選挙のポスター掲示を、職員が出向きまして候補者のポスターをはがしまして、今回の選挙につきましてはその上に重ねて張るということで、知事選の契約金額は減額しております。減額した金額をちょっとつかんでおりませんが、設計変更をかけまして減額して、新たに知事選で張る行為から契約をしたということでございます。（「金額は後でまたお知らせください」の声あり）

○議長（中山五男） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質問がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第7号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり承認いたしました。

---

#### ◎日程第4 議案第8号 那須烏山市定住促進住まいづくり条例の制定について

○議長（中山五男） 日程第4 議案第8号 那須烏山市定住促進住まいづくり条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市定住促進条例が平成25年3月31日をもって失効するのに伴いまして、引き続き市の重点施策の1つである人口対策の一環といたしまして、定住を支援するために新たな条例を制定するものであります。

現行制度との変更点は、30万円を限度としている奨励金の給付額を上限40万円に拡大をし、市外からの転入者をふやし、地域経済の活性化を図ろうというものであります。具体的に

は、新築住宅の取得が20万円、中古住宅の取得で10万円の奨励金交付を基本といたしまして、市街からの移住者に対しましては10万円、市内業者を活用した場合にも10万円を加算するというものでございます。

詳細につきましては、商工観光課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） おはようございます。それでは、議案第8号 那須烏山市定住促進住まいづくり条例の制定について、詳細説明を申し上げたいと思います。なお、ただいま市長からの提案理由と一部重複するところもありますので、御了承願いたいと思います。

それでは、まず1ページをごらんになっていただきたいと思います。まず、第1条でございますが、これらにつきましては、今回の条例の目的を制定したわけでございます、いわゆる現制度を基盤としまして、現制度の転入者の増加とかありますが、これらを人口の増加ということで新たに加えております。また、地域経済の活性化を図るということで、市内建設関連業者の方を中心とした、ただいま申し上げました市内の地域経済の活性化を図るという目的で定めております。

次に、第2条でございます。これらにつきましては、条例の定義を定めたものでありまして、今回、第1号から第6号までを制定しております。第1号につきましては定住の定義でございます。第2号につきましては住宅の定義ということで、現制度と同じ考えでございます。また、中古住宅の定義でございます。中古住宅の定義につきましては、建築後1年以上経過した住宅につきましては中古住宅扱いということで考えております。

次に、住まいづくりということで、今回の条例が定住促進住まいづくり条例ということでございますので、定義として住まいづくり条例を新たに加えております。また、第5号としまして転入者の転入でございます。これらにつきましては、転入者要件を、市内に1年以上住民登録がされていない方を転入者と今回考えております。

次に、第6号でございます。これらにつきましては市内建設業者の定義でございます、市内に本社または支社等を有する法人、または個人事業者ということで考えております。また、市の入札参加資格名簿に登録されている業者または市の小規模工事等契約希望者制度に登録されている方、いわゆるこの市の小規模工事等の登録につきましては、例えば個人がやっている大工とか、そういう方がこれに登録すれば該当するというところでございます。

次に、2ページをごらんになっていただきたいと思っております。第3条でございます。これらにつきましては交付の対象ということで、今回、これがただいま提案申し上げましたとお

り、従来の制度と大きく変わったところをごさいますて、新築住宅20万円、中古住宅10万円としまして基本額を設けております。そこに、ただいま申し上げました転入者につきましては10万円を加算します。また、市内の建設業者による住宅取得につきましては、また、同じ10万円を加算しますということでございまして、最高限度額が全部該当しますと40万円を交付するということとなります。なお、転入者がその住宅を取得する特例としまして、市に転入後2年以内に住宅を取得した場合も、この転入者加算に該当するということをごさいます。

次に、第4条をごさいます。奨励金の交付申請をごさいます。これらにつきましては、前制度を基本にしております。

第5条につきましては奨励金の交付決定ということで、これらにつきましても事務手続の規定をごさいます。

次に、第6条をごさいます。これらにつきましても、奨励金の交付申請ということで、前制度と変更ありません。

次に、3ページをごらんになっていただきたいと思っております。第7条関係をごさいます。奨励金の支払いということでございしますが、前制度につきましてはこの奨励金の支払いを四半期ごとに行っておりましたが、今回の制度では申請の翌月に払うように考えております。

次に、第8条をごさいます。交付決定の取り消しにつきましては前制度と同じをごさいます。

第9条及び第10条につきましても前制度を適用しております。

次に、附則をごさいます。平成25年4月1日ということで施行期日を設けております。また、条例の失効ということで、この期間を5年間ということで平成30年3月31日ということで設けております。

次に、失効に伴う経過措置ということで、例えばこの条例期間中に申請が漏れたと、この制度を中には周知し切れない方もおろうかと思えます。そういった申請が漏れた方に対して、1年間ぐらいはこの制度を適用していきたいという経過措置をごさいます。

以上、詳細説明といたします。どうぞよろしくご願ひ申し上げます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

この議案は質疑の後、経済建設常任委員会に付託する予定にしておりますことから、その委員会の議員の皆様方は、常任委員会の中で担当課長に質問されるようご願ひをいたします。ただし、この議案に関し、市長に対する質問はこれは許します。以上です。

それでは、質問に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 従来のものに加えて市内建築業者加算、これをプラスして最大40万円にするということですよ。その中で、市内建築業者による住宅取得（中古住宅を除く）

ということなので、この市内建築業者加算というのは、新築住宅だけというふうに読んでいいんですね。だから、中古住宅を市外の人が転入してくる場合に、相当な金額をかけてリフォームしても、それは該当にならないというふうな理解でよろしいかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 説明申し上げます。市内の建設業者が住宅を建設しまして、建売住宅になると思うんですが、例えば1年以内の建物でしたら新築扱いです。ですから、1年以上経過した建物につきましては、申しあげましたように中古住宅扱いということになりますので、例えば転入者が中古住宅を買った場合には、加算金10万円プラス転入者の転入で転入者に該当すれば、転入者加算として10万円は加算されるということでございます。

あと、古い住宅のリフォーム関係は、また、こちらはリフォーム制度のほうの該当になるということになりますので、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） よろしいですか。

10番水上正治議員。

○10番（水上正治） この定住促進条例というか、こういういろいろな条例があると思いますけれども、見解がね。これをもってそういう市の活性化をする対策をとっている市はたくさんあります。額も全く出さないところから、多いところでは矢板なんかは50万円ぐらいかな、というふうなのがありますけれども、これによってどのくらいの効果、外から呼べる効果を期待しているのか。もともと住んでいる人はそれによって幾らか足しになるから建てようなんて、そういう機運もありますけれども、執行部としてはどのくらいの効果が期待できるかどうか。それが1つ。

それから、先ほど2年以内であれば、外から来たというふうな10万円の加算も認めるということなので、その取得の定義ね。建物の建築というのはかなり期間があるので、取得、いわゆる契約が取得なのか、あるいは引き渡し取得なのか。その辺のところの定義を聞きたいなというふうに思います。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） まず第1点目の効果等でございます。これらにつきましては、この定住奨励金ですね。今年度の実績ですね。12月までの今年度の実績を申し上げますと、この奨励金制度で転入者が12件、在住者が48件、合計60件の今年度現在までということでございます。転入者が若干少ないような感じも受けますが、今回の制度で従来は御存じのとおり、最高額、住宅、土地を取得した場合には30万円ということございまして、転入者加

算とか業者加算とかというのはございませんでした。

そういうことで、今回そういった市外からの、少しでも人口対策で転入者を少しでも受け入れたいということで、今回この転入者加算ということ強くPRしたいと思っているんです。ということは、このうちのほうのホームページとかを見た場合に、転入者に対してこういった制度があるんだとか、そういう認識を持ってもらえるのかなと考えておきまして、今回、転入者加算ということで考えております。

ですから、効果と言いますと、私どもは当然その効果を期待して制度を制定したわけですので、そういった効果を期待して転入者の増加を図りたいということで、PRも十分に図ってまいりたいと考えております。

また、転入者2年という考え方で、2年以内ということでの考え方でございますが、例えば転入して土地を求めたり、いろいろ建築にあたって検討する場合に、あつと言う間に例えば1年以上ぐらいは過ぎてしまうと。新たな住宅を求める場合には、例えばいろいろな申請、また登記関係いろいろあるかと思えます。そういうことで、当初は1年ぐらひとは考えたんですが、1年以上、万が一その住宅を取得するのが計画してから1年過ぎちゃったという場合には、そうすると該当しなくなりますので、少しでもこの制度を活用できるように2年以内ということで今回考えております。

以上でございます。

答弁漏れ、済みません。あと1点、この住宅取得の定義で契約時ということでございますが、あくまでも引き渡しを考えております。入居して転入したということで引き渡しですね。そういうことで考えております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 私たちもそういった仕事に携わっておりますけれども、何人か転入も入れましたけれども、確かに期待している方もいますけれども、うちを建てるのはほんの一部なんですよね。しかし、最近の建築というのは雑費がすごくもろもろかかるものですから、そういう意味では、今、課長が言うように、転入を呼び込む1つの材料にはなるかと思えますけれども、それがあつから那須烏山市へ来るといふ方はそうはいないんですよ。ですけれども、ないよりはあつたほうがアピールすることができますので、その程度です。引き渡しということですから、普通一般的に新しい住宅を求める場合は、前の住所にいて建物を建てて引き渡しだから来るといふのが大半なんです。ですから、それほど問題にはならないかなというふうに思いますが、先にこちらへアパートなりを借りちゃつて、そしてした場合には、確かに課長が言うように、2年ぐらひじゃ今うちには建たなくなつたんですよ。ですから、そ

このところ、後でトラブルのないように、きちっと規則なりで明確にしておいたほうがいいかなということで質問しました。わかりました。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 今の議案第8号なんですが、定住促進法、30万円が40万円になった。これはそれなりの評価はできると思うんですが、現実には地理的条件、例えば宇都宮から那須烏山まで何キロ、そうしますと、あと今回の震災の被害がありましたですね。そういうことを考えてみたとき、30万円か40万円で人は来るのか。これは人口増の話ですから、思い切って80万円か100万円ぐらい出してもいいんじゃないか。

それで、もう一つ言いますと、地元に住んでいる方にはそこで直したからといってもそれほど大きな金額、あまり大きくはないんですが、金額はほかの自治体を見ると、出していないところもあるわけですよ。外部から来た人のみというところもあるわけですから、そこら辺の考え方ができないのかどうか。このままだと、結局はじり貧になってしまうような気がするんですが、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） それでは、私からお答えをいたします。そもそもこの住まいづくり条例、新たな新規条例として御提案も申し上げておりますが、5年前に定促進の中で30万円を上限としたという基本は、住宅の建物と土地合わせまして30万円ということですね。これはおおむね一般的な転入者の固定資産税3年間ということで想定した金額でございます。

それを土台にいたしまして、今回、さらに10万円をということでございますので、那須烏山市の応分の負担をするという考え方に立っておりますので、これは確かに微少かもしれませんが、されどその金額であろうと考えておりますので、人口減少は本当に喫緊の課題でございますから、市としてでき得る対応は何かという観点に立ちまして、この程度の金額で、あとは周知、トップセールスを含めたそのような営業活動、そういったところに努力をしていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 今、市長が言われたことはよくわかっているつもりでおりますが、実際、12月までに12件、例えば10件ふえれば40万円ふやす。40万円が80万円にしまして40万円ふやしたとしても400万円ですね。15件でも600万円なんです。それで、そこら辺をふやしても、人が住めば水道料、固定資産税、いろいろ所得税とかあれば、そんなに私は時間がかからずに、大変失礼ですけれども元は取れるのかなと思っているんですね。だから、そこら辺のところは思い切った政策でやらないと人口はふえてこない。そして、税収も上がらない。そういうふうな感覚を持っているんですが、そこら辺も含めて今後検討してい

ただけるのかどうか、そこら辺のところだけお伺いします。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 確かに議員御提言の不安は十分理解はできます。そういう中で、当年来年の4月からはこの制度を御承認いただきまして、このような対応でできる限りの努力を試みる。その後、改正等も視野に入れながら、御意見等を踏まえて今後対応していきたいと思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） この2条の6項の建設業者ということについて1点お聞きしたいと思っております。この入札参加資格者というのはわかるんですが、市の小規模工事の制度というんですが、これは今現在何人ぐらいこの制度に入っているのか。多分これ、個人の業者なんですが、多分全体的に個人の自分で仕事をしているというか、建設業をやっている方もたくさんいると思うんですが、その中の何割ぐらいが今入っているのか。今回、こういう制度ができて建設個人業者も大分これが利用されれば仕事もふえると思って期待はしているんですが、入っていない人でも即こういうことができるのかどうか。その点についてお伺いします。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 申しわけありませんが、市内の小規模工事の契約者でございますが、これについては資料がありませんので、調べて後でまた報告したいと思っております。

○議長（中山五男） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） どのくらいあるかないかですよ。今登録している人が。全体的に個人事業者でやっけていながらね。誰でもいいですよ。そういうことが現在、入ってなくても、本当に個人でやっている建設業者がこういう制度にぽんと入って、その仕事を受けて、この10万円をもらうために頑張れるのかどうか。そこのところを聞いているんです。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） この個人の業者ですね。これを登録してもらえれば、すぐ10万円とかそれは該当します。

○議長（中山五男） 登録者数につきましては、今、資料を調査中でありまして、間もなく答弁できると思っておりますが。

高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 大変失礼しました。現在までの登録者、小規模の登録者ですね。23者でございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 課長、佐藤議員の質問では、市内に何者あって、そのうち何者が登録

をしているのかという質問でしたが、すぐはわかりませんか。

高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 申しわけありませんが、この小規模業者につきましては、市内に全体で何者あるというのは今現在把握しておりませんので、まことに申しわけありません。

○議長（中山五男） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） それはそれで後でいいですが、今入っていない方が、即個人から仕事を受けてやって、そういうことがすぐ可能なかどうかもちよっと私聞いたので。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） この市の登録ということでございます。先ほど申し上げましたように、登録すればこれはこの制度で可能なんです。ですから、この入札に参加していないとか、後は個人の大工さんが登録しないでうちを建てた場合には、市内の建設業者の加算金には該当しなくなっちゃうんです。ですから、登録してもらえれば、それぞれ全部加算金があるということでございます。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 小規模工事の登録につきましては、いわゆる指名参加願いと違いまして、経営診断を受けるとか、県の得点がなければだめだとか、そういうのは一切ございません。したがって、1ページの登録を完全にさせていただければ、それで事は済みますので、今後登録していないからだめとか、それはないと思います。登録していただければ即指定になりますので、その問題は生じないかなと考えております。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） これ5年間時限立法だったんですが、この中で費用対効果、まず、この市外から来た人が何件ぐらいあるのか。それと、市内でこの対象になった人が何件あるのか。金額と件数をまず。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、説明を申し上げます。転入者、市外から来た方ですね。先ほど今年度で12件プラス現在まで111件ですから、123件が現在までの転入者、市外からの方でございます。ちなみに、在住者が282件プラス48件ですから330件でございます。合計で453件になりますね。これらにつきましては、時限立法で平成19年の1月からということで19年度は3カ月間ありましたが、実質平成20年度から平成24年度の時限立法と、議員おっしゃるとおりでございます。件数は今、申し上げましたとおりでございます。

金額につきましては、転入者、現在までの総支給額が685万円でございます。在住者が合

計2,615万円でございます。

○議長（中山五男） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開をいたします。

高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 樋山議員の質問に対しまして、一部金額の訂正をしたいと思っております。平成23年度分を報告したものですからまことに申しわけありません。

合計金額が平成23年度までの実績をまず申し上げます。転入者分が2,421万4,000円でございます。件数が111件。在住者が6,101万円でございます。件数としまして282件。合計8,522万4,000円で、トータル件数が393件でございます。この割合につきましては、転入者の割合が28.2%、金額も約28%でございます。在住者が71.6%ということでございます。

先ほど申し上げましたように、これに現在までの数字が、件数、転入者が先ほど申し上げましたように、平成24年度は現在まで12件で270万円。在住者が48件で1,040万円という形になります。合計60件で1,310万円の現在まで支出をしております。大変申しわけありませんでした。

以上でございます。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） こういう数字を見ると、今現在、ここに住んでいる人、この人に対しても助成金といいますか、それとほかから入ってきた人、入ってきた人はわかります。しかし、これ両方でもう1億円近くこの補助金で、この制度で支出をしているわけです。費用対効果ということを考えたならば、むしろこれは入ってくる人はいいですよ、転入者は。しかし、ここにいる人に対しても必要なのか。ただ、建てかえをしたとか、そのぐらいの感じで10万円なり20万円なりもらう。

企業誘致とかそういうものだったらいいと思いますよ、そういうものに対する補助金ならば。しかし、これは余りにも5年間で1億円近い金を使っていて、これをほかに回せないのか。そのほうがずっと効果があるんじゃないのかと。こういうことを私は言いたいのだが、この制度を存続するのか。あるいはこの制度をこれから改正するのか。その辺の考えはどういうふうに理解すればいいのか。ちょっとその辺を質問をいたします。これは市長でも結構です。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この定住促進の住まいづくり条例につきましては、新たな新規条例ということで時限立法になります来年4月までの条例の全面改正でございます。新たにこの地域経済の活性化のためにプラス10万円ということをし、リフォーム制度と同様な形で上乗せをした形の条例でございます。

在住者についてのことも実は前回のことでいろいろと議論になったわけでございますけれども、前回のこの定住促進の条例を土台と、基本といたしておりますことから、今回もこれを基本といたしましての改正版というような形をとらせていただきましたので、このような形になりました。

このようなことで、ひとつ御理解をいただくほかないのでございますが、確かに先ほど申し上げましたように、従来は固定資産税の3年間の相当額を奨励金として出していたわけでございます。そのようなところから転入者に対してはこの111人の方は2,400万円です。その分だけ奨励金でお返しをいたしましたこととなりますが、差し引きですね、税金を減免しているわけではございませんから、税金は翌年度からかかってきておりますので、そういった意味では、4年目からは間違いなくその税金の分だけは上乗せになっているという形でございますので、そういった前回の企業誘致条例を改正をしたというようなことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、税金相当分ということではありますが、これ、市内に在住している人はそのほうがもらい得なのかな。税金も払っている。だから、私はこういう制度自体をもうそろそろ考え直す時期だと。これから緊縮財政に入らなくちゃならないのに、これから5年間にわたってこういう制度を存続すること自体が、果たしていいものかどうか。途中で修正するか改正するというような話も先ほどありましたが、こういう無駄遣いとまでは言いませんが、30万円や40万円、先ほど滝田議員が言ったように100万円とか200万円と、こういう金額であるならわかるという話であります。たとえそれだけの金だって1軒のうちをつくるのには2,000万円、3,000万円かかるんです。そういうときに20万円だとか30万円ぐらいで心が動くものなのか。烏山へ来て土地を買って家を建てましょうか。たったの30万円や40万円、これではそういうものの動機にはならない。

来る必要があつて来るわけだから、それは転入者に関してはいいですよ。ここにいる人、それで人口どうですか、これ。合併して以来、もう減りに減り続けて2万8,000ぐらいまでいっているんですよ。こういう状況で、こういうものを残しておいても、果たしてそれは効果があるのか。大体年間2,500万円ぐらいの予算を組んでいるわけでありまして、5年を過ぎてもう既にあと数カ月ですが、1億円近くの金が出ている。これをどういうふうにするれば

いいのか。これから5年後、この制度を続ければ毎回こういう問題が起きてくる。

まして、合併特例債で合併してもう10年になって、これからも合併特例債自体は、ほぼというわけではありませんが、あと36億円ぐらいあるからいいんだと言っているような時代ではない。だから、私はこういう問題に関してはシビアに緊縮財政をすることはする。しかし、必要なところはやると。

ですから、これから出てくるでしょうが、企業誘致、こういうものなら私は大賛成であります。しかし、この問題に関しては私はどう考えても、これから5年間継続するということが、基本的なものではあっても、途中からこれを修正する。こういうこともあり得るのかどうか。これは市長にお伺いいたします。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えをいたします。先ほども滝田議員にもお答えをいたしましたけれども、滝田議員は額についてのことをおっしゃられました。今、樋山議員からは、新たな定住者については賛同できるけれども、在住者についてはという意見も含めての御意見だと思います。

今後、この制度を常任委員会等でもぜひ御議論いただくとともに、そういった意見を十分勘案しながら、今後対応していきたいと思っております。修正をする云々のことよりも、どうか常任委員会のほうで十分議論を尽くしていただいて、それを意見としていただければなと思っておりますので、そのようなことでひとつ御議論をいただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） ただいまの議案第8号であります。思い起こせば5年前、あのような騒ぎをして、やっとこの促進条例をつくって5年が間もなく経過をする。いろいろ今、同僚議員からこれまでの経過、これから先の心配も含めて今質問があったんですが、私は経済建設常任委員会ですから、後でこれは常任委員会でやる部分と、今聞いておく部分に分けて、これは当然市長に聞くわけですが。

市長、先ほど途中で修正も含めてという答弁をしておりました。しかし、今、樋山議員の質問の中で、最後に常任委員会で御議論をしていただきたいと。十分議論はしますが、途中で修正をするという意味は、その金額なのか。それともその今、樋山議員が心配した転入者のみにするのか。あるいはその附則にあります施行期日のこれから先5年間を、5年間やらないで1年やってみて経過を見てその後は終わりだよという、こういうやり方もありだと思っておりますよ、その修正のやり方はいろいろ。

その辺の市長が考えている途中での修正というのはどういう修正なのかお聞かせをいただいで、それを踏まえて我々は常任委員会で十分論議してみたいと思っております。どうぞよろし

く。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 滝田議員の御質問は、額についての御質問でございましたので、当面はこの40万円を限度とすることでやっていただきまして、そういった動向を見ながらやはり修正をしたいというお答えをいたしました。

樋山隆四郎議員については、この転入者以外の在住者についてのお尋ねだと私は理解をいたしております。したがって、このことについては、常任委員会のほうで十分御議論をいただければと思っておりますので、この額とこの期間、転入者、在住者の問題等については、ぜひベストな形で御議論をいただきたいと思っております。40万円あれば応分の負担ということで、当面はそのような形で4月から御理解いただければと私は考えておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（中山五男） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） 額とその転入者の部分が、今、明らかになってきたんですが、常任委員会は常任委員会でやりますけれども、この額が本当に妥当なのか。あるいはもう少しふやさべきなのか、あるいは下げるべきなのか。3つの選択肢があるわけです。あるいは樋山議員が言ったように、もともと在住している方の新築あるいはそれを継続するかやめるかも含めての話だと思いますので、その辺も含めて常任委員会で久保居委員長のもとに十分論議を交わしてみたいと思っておりますので、その答えはどういうふうになるかわかりませんが、その出た答えに対しては皆様から御同意をいただければなと思って質問を終わります。

○議長（中山五男） ほかに質問はありませんか。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第8号については、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで議案第8号は、経済建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第9号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第5 議案第9号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年12月2日施行の経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律において、地方税法第18条の4が改正されたことに伴い、那須烏山市税条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、税条例に基づく申請により、求められた許認可等の拒否や不利益処分を行う場合に、行政手続条例の規定に基づき、その理由を明示することとするものであります。

詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 命によりまして、議案第9号について補足説明を申し上げます。ただいま市長から説明がありましたように、今回の改正は地方税法第18条の4、すなわち行政手続法の適用除外関係でございますが、このことが改正されたことに伴う税条例の一部改正でございます。

改正条文をごらんいただきたいと思います。はじめに第4条第1項の改正でございますが、市税条例で引用しております行政手続条例の第2章及び第3章の次に、それぞれ括弧書きを加える改正でございます。行政手続条例は、行政による処分、行政指導及び届け出に関する手続に関しまして共通する事項を定めることによりまして、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、そのことによりまして市民の権利、利益の保護に資することを目的として定められておりますが、既に他の条例に特別の定めがある場合は、その定めによることとされております。

税関係でございますが、市税条例及び市の条例施行規則、それから地方税法、国税徴収法準用等によりまして、行政手続条例に定める処分その他公権力の行使にあたる行為につきましては細かく規定されておまして、原則行政手続条例の適用除外になってございます。

ただし、今回の改正で第2章の括弧書き、すなわち（第8条を除く）及び第3章括弧書き（第14条を除く）を加えることによりまして、申請により求められました許認可等を拒否する処分をする場合や不利益処分をする場合には、基本的にその理由を示さなければならないと規定するものでございます。実務上は従来からそのような手続、すなわち不利益処分をした場合には、その理由を示すというようなことは実質上行っておりますので、今回の改正により特に大きく変わるものはございません。

次に、第2項の括弧書き中、第8号を第7号とする改正は、適用条文のずれを解消するものでございます。

最後に附則についてですが、この改正条例の施行日を平成25年1月1日とするものでございます。以上で補足説明を終わります。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第9号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第6 議案第10号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第6 議案第10号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、メガソーラー事業の誘致や既存企業の増設等、近年の企業誘致に係る動向を踏まえ、今後の企業誘致及び既存企業規模拡大に必要なかつ有効な支援策を拡充、追加をするため、本条例の一部を改正するものであります。

主な内容を申し上げます。対象となる業種に再生可能エネルギー等電気業を追加しますとともに、企業立地奨励金の交付期間を、誘致企業等事業場の新設者については6年間とし、新たに用地取得奨励金、これは誘致企業と事業場の新設者について用地取得費の10%を助成。周辺環境整備奨励金、誘致企業等事業場の新設者については、事業場周辺の公共施設整備費の50%を助成、さらに雇用促進奨励金、これは事業場の新設者、増設者等について増加雇用者数に応じ助成。これらを追加するものであります。

また、事業場、生産施設の新増設等に対し、市有普通財産の優先譲渡、関連公共施設の整備等の援助または便宜の供用等を追加するなど、総合的、体系的な企業誘致、立地の支援策を充実しようとするものであります。

詳細につきましては、商工観光課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、詳細説明を申し上げたいと思っております。

議案第10号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について、詳細説明を申し上げたいと思います。アンダーライン部分が改正になります。なお、ただいま市長の提案理由と一部重複するところもありますので、御理解を賜るようお願い申し上げます。

それでは、まず、条例の改正の第1ページをごらんになっていただきたいと思います。今回の改正条例につきましては、多岐にわたる支援組織、多くの定義項目、事業計画認定等、交付申請による段階的な手続等がありまして、今回、従来の11条構成から19条構成ということになります。そういった複雑なものでありますので、その整理のために今回、目次を第1章から第7章及び附則を追加しまして、今回の条例を章立構成としたところでございます。法令内容の理解と規定検索、引用のいわゆる便宜を図られるものと考えております。

次に、目次により第1章の法則を追加しております。第2条第1項第2号中、従来の対象事業業種を対象事業に改めました。業種の後に属する事業を追加したところでございます。これによりまして、今後以降の文章の省略を図ったということでございます。従前は、対象事業に属する事業という長い文面でしたが、これを対象事業にするということでございます。

この対象事業の業種の中には、例えば製造業とかあります。その製造業の中にも33種類の業種があります。そういうことで、今回、この業種の後に属する事業を追加したところでございます。

また、本条第2条第1項第2号アの製造業その他の規定で定める業種としまして、今回の主要改正の1つでありますいわゆる対象項目を、この業種の中に電気業を加えました。これは規定のほうで加えておりまして、再生可能エネルギーに関するものということで、今、国内でも非常にメガソーラー等の設置が全国で加速しているということを鑑みまして、今回、本市でもこれらのメガソーラーの誘致活動に協力してまいりたいという観点から、この奨励金対象にメガソーラー、またバイオマス等、こういったものを対象業種に含めるという改正でございます。

次に、第3号を追加しております。従前の条例は、その1つの条文ではなくて次の条文までうたっているということで、今回、それぞれ企業等における生産施設等として区分をしまして、その条文の明確化を図ったところでございます。

次に、第6号関係でございます。これらにつきましては、第6号事業場の新設及び第7号事業場の増設等ということで、これらについては、追加したわけでございますが、従前の条例ですと、優遇措置の中の第3条にて、生産施設等を新たに設置し、もしくは増設するというところで、条文の中に2つの関係条文が入っているということで、今回、新たに新設と増設等ということで整理をしたわけでございます。この後の条例で入りますが、今回改正で企業の新設等につきましては、従来固定資産税相当額3年でございましたが、新設等につきましては6年を交付したい。また、増設等につきましては、従来どおり3年ということで、いわゆる新設と増設の定義を区分をして明確化を図ったところでございます。なお、この新設、増設等の業種につきましては、今後規則等で明記したいと考えております。

次に、従前の第4号を第8号に改めたということでございます。これにつきましては、ただいま申しあげましたように、新たに4号、5号、6号、7号ということで新たな部分を整理して追加しておりますので、これらにつきましては、従来の4号を8号に改めたということでございます。

次に、第9号従業員住宅の新設等についても追加を図ったわけでございます。これらにつきましても、今回の条例改正によるもので、従来の住宅の増設等もありますので、これらにつきましても、奨励金の支払い年度が変わりますので、新たに明記をして、新設と増設ということで分けております。

続きまして、2ページをごらんになっていただきたいと思います。まず、新たに第2章で事業場の新設または増設等にかかる支援措置等を追加したわけございまして、従前の第3条第1項第2項第3号3項を細分化しまして、新たに3条の後に4条、5条の条文を明確化したと

いうことでございます。

これらにつきましては、従前の優遇措置第3条及び事業の認定第4条中に文面が分かれて記載されていたということで、非常にわかりづらい文面になっていたことから、これらにつきましても、明確化して文面を整理した。また新たに追加したということもございます。

次に、第4条の追加でございます。これにつきましては、今回の改正のメガソーラー関連の改正とまた1つの目玉の改正でございます。いわゆる奨励金の交付状況につきましては8ページをごらんになっていただきたいと思いますと思っております。

ここに奨励金の支払い、用地奨励金等がありますが、まず、奨励金につきましては、今回新設等につきましては6年間交付しますよと、固定資産税相当分6年間交付します。従来の増設等に当たっては、現在どおり3年間ですよということでございます。

次に、用地取得関係で、用地取得奨励金でございます。これらにつきましても、用地取得、工場進出に当たっては用地取得、そういった取得をした場合には、その取得費の10分の10に相当する額を交付するというので、金額1,000万円を限度としております。

次に、周辺環境整備奨励金ということでございます。これらにつきましては、8ページから9ページに記載しております。まず、これらにつきましては公共施設等、この工場の進出に当たりまして、周辺の公共施設等を整備した場合、100分の50に相当する金額を交付するというので、限度額3,000万円を限度としております。

次に、雇用促進奨励金ということで、これも新たに設けた制度でございます。新事業者が新規に雇用した場合に、雇用人数3人以上雇用した場合には、1人当たり30万円を交付する。年間1,500万円を限度とするということでご定めております。これらにつきましては、1人1回ということでございまして、新事業者については6年間交付を考えております。また、従来の事業所等が増設等で新たに雇用した方については3年間ということでご定めております。

次に、従業員住宅設置奨励金ということで、これらも今回、設けております。従来新設等につきましても、新たな従業員等につきましては従来どおりと考えております。そういうことで、この条例が今回新たに追加したわけございまして、今後、企業誘致活動に努めてまいりたいと思っております。

次に、第5条関係でございます。これらにつきましては、援助または便宜の供与を図るということで、これらについても新たに今回設けて、進出企業に対していろいろ手続関係等を支援するというので、新たにこれらについても設けております。

次に、3ページをごらんになっていただきたいと思います。3ページにつきましては、第3章ということで、章を設けて従業員住宅の新増設等に係る奨励金の設置の追加ということで、これらも新たに付け加えております。この従業員の取得につきましては、3,000万

円以上の設備投資をしたものということで基準額を設けたものでございます。

また、次に従業員設置奨励金等の交付ということで、新たに第7条を追加したわけでございます。これらにつきましては、従前の第3条で従業員住宅設置奨励金ということで設けておりましたが、今回、従業員の本条にて新たに整理したところでございます。

次に、第4章でございます。これらにつきましては、事業計画の認定等を追加しまして、新たに第8条の改正でございます。これらにつきましては、事業の事務的な改正でございます。従前はこの企業の対象事業の認定等ということで、従前の第4条及び第6条の2号ということで、2条にわたって明記をしておりましたが、今回それぞれそれを整理しまして、それぞれの事業の認定、あと事業計画の変更、操業開始等の届け出ということで、それぞれ条文を細分化しまして明確化を図ったということでございます。

4ページをごらんになっていただきたいと思います。4ページにつきましては第5章の奨励金の交付等を追加しておりまして、これらにつきましては、第1条の改正ということでございますが、これは第5条を第11条に改正したものでございます。前段で申し上げましたように、今回新たに条例を4条、5条と追加しておりますので、これらに伴う条文の改正ということでございます。

次に、第5条から6ページにつきましても、以下これらにつきましても条文の追加によるいわゆる事務的なもので改正しております。

8ページ、9ページにつきましては、先ほど申しました交付の状況でございます。また、施行期日を平成25年1月1日ということで定めております。説明が長くなりましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開をいたします。

議案第10号につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、早速質疑に入ります。

7番高德正治議員。

○7番（高德正治） お伺いいたします。企業立地奨励金の件なんですけど、改正後のこの限度額はどのくらいあるのか。また、固定資産税に関しては償却資産が入っておりますが、賃貸

料ですね。そこに設備なんかの賃貸というのはどういう考えを持っているのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） お答え申し上げたいと思います。まず、奨励金の限度額というところでございますが、この奨励金の限度額というのはございません。ただ、固定資産税に相当する額ということですので、限度額が幾らというのではなくて、その固定資産税相当額を新しい事業所については6年間やりますということですので、限度額というものは設けてありません。固定資産税相当額という認識でお願いしたいと思います。

賃貸料などの機械設備などの賃貸で震災でリースをした場合ですね。それはあくまでも今回、明記したように、新設の事業所とあとは例えば現在ある事業所が新たな箇所に違う業種を新設し、事業を開始した。そういうのはいわゆる新設でございます。ただ、震災とかで改修したとか、それは該当しない。

あと賃借料につきましては、ここに申し上げましたとおり、機械の中でも大きな設備はリースになっている可能性、今回はリース料とかそれは機械に対しての奨励金じゃないです。借りた分のリース代がというのは該当になっております。あくまでも起業、多分議員が知っている例えば対象業種に入るということですか、そのリースとかが。大きな設備ですか、何千万円かかる設備でしたら、限度額3,000万円以上の設備投資したものについては該当しますということと考えております。奨励金のほうですよ。それは設備投資については該当します。

○議長（中山五男） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） それでは、確認をいたしますが、固定資産税のこの償却資産ですか、固定資産税の中でも土地、建物、それ以外に機械設備にも償却資産に入ると思うんですが、それと同様に、賃借料ですか、賃借料の中で土地、建物、機械設備、その機械設備の賃借料というのは対象になるのか。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 8ページをごらんになっていただきたいと思っています。ここに賃借料が明記されておりますが、この事業場、敷地となる土地を取得またはした場合に精算してその用に供していると認められる部分の固定資産税相当額、その下に賃借料算定額ということであろうと思いますが、あくまでも土地、生産施設等のうち賃借した建物に係る部分に係る賃借料ですね。それに対してその賃借料の100分の12相当額を補助します。ここに賃借料の文面があるかと思います。機械のリース代とかは該当しないです。

以上でございます。

○議長（中山五男） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） そうすると、賃借料の中でリース的なものは該当にならないということですね。了解しました。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 二、三お伺いをいたします。まず、1ページの第2条の1項に書いてあります。この条例において、次の各号に挙げる用語の意味はそれぞれ当該各号に定めるところによる。1誘致地域等、次のいずれかに該当する地域をいうということで、アが土地計画法第9条第10項に規定する準工業地域、工業専用地域とあります。2番目のイが国、県もしくは市またはこれらが出資した事業主体が造成した工業地域とあり、3番目のウにその他市長が特に認める区域というふうに書いてあるんですが、これはこれから今、農業をやっている方が例えば酪農家の方がチーズ工場を自分の敷地内に建てるとか、農業の生産者が野菜の加工場を敷地内に建てるとかいった場合には、その他の市長が特に認める区域ということで、そういう支援の対象になるのかどうか。それをまず1つ確認をさせていただきたいと思います。

それから、2番目は2ページの第5条なんですが、市長は支援対象企業等に対しては、次に掲げる援助または便宜の供与を行うことができるとあります。1つ目には、関連公共施設の整備を行うこと。2つ目は普通財産である土地を優先的に譲渡し、または時価よりも低い価格で譲渡すること。その他参考は、その他必要な便宜の供与を行うこととありますけれども、この1項の関連公共施設の整備という部分は、当然進入道路とか上下水道工事関係なんかも入ってくると思うんですが、これに公共の建物なども含まれるのかどうか。その確認を1ついたしたいと思います。

それから、2項の普通財産である土地を優先的に譲渡し、または時価よりも低い価格で譲渡するということとありますが、低い価格といっても、これ、1円まであるわけですから、これはどの辺ぐらいまで考えているのか。その辺についてお伺いいたします。

それから、3項のその他必要な便宜の供与とありますけれども、これはそのほかにどういう便宜の供与があるのか。もし、おわかりでしたらばお答えいただきたいと思います。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） まず、1点目ですね。例えば農業者が新たな敷地に建てるとかいう質問かと思いますが、これらについても、新たに新事業を起せば生産施設に対して、その施設でしたらば当然該当になります。ただ、先ほどちょっと説明しましたように、原則3,000万円以上の設備投資したものについて該当しますということでございますので、新たな企業を新設した場合には当然該当するという形になります。

また、2ページの5条関係でございますが、関連公共施設の整備に関連する質問でございますが、これらにつきましても、当然詳しい説明は、まず公共施設等の関連で、例えば敷地周辺

の市道等ありますよね。工場等が入る場合に市道等、そういったところの市のほうに協議等を開発については当然協議等ありますので、そういったところに対しては、当然市でも公共施設を十分に便宜を図られるものとするということで、今回、新たに新規で制定をしたところがございます。そういった新しい企業が少しでも来やすいような形で、1つの課ではなくて、全課いろいろあります、協議事項が。そういったものをこの体制でこういった便宜、そういった支援を図るということで考えております。

また、2項の分の普通財産、土地の譲渡、または2項の部分の質問に対しては、これらにつきましてもこういった進出等がありましたら、十分にこういう優先的に考えているということで、これらについてもやはり少しでもその企業活動に有利なというか、今回の条例は全員協議会でもちょっと説明しましたが、ほかの市町村の条例と同じように支援の同じような充実を図った。また、それ以上の改正をしたということで、これらについても十分に市のほうでこういった便宜を図りたいということで、今回、新たに制定したということでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 課長、今の質問の中で、ちょっと土地を優先的に譲渡し、または時価より低い価格で譲渡するとありますが、これが1円でもいいのかというようですね。

○5番（久保居光一郎） まず、第1点ですね。この2条のその他市長が特に認める区域の部分で、やはりこれからは農業者が2次加工、それから農業の6次産業化ということが叫ばれていますけれども、そういうケースが出てくると思うんですね。ですから、それに対して今の答弁はそれも当然対象の範囲になるということでもありますので、了解をいたします。

また、2点目のこの第5条関係、今、課長の説明では、私が質問した関連公共施設の整備を行うことということについては、私は上下水道工事とかそれから公共施設なんかの部分の整備に対しても便宜を図るのかという質問をしたんですが、課長の答弁は市道に関することということでありました。これは市道だけに限ってということなんですか。その辺のところをもう一度確認のためにお聞きしたいと思います。

それから、普通財産である土地を優先的に譲渡し、また、時価よりも低い価格で譲渡すること。今、これ中山議長のほうからもありましたけれども、これは極端な話ですよ。1円でもいいのかということなんですが、この意図するところは、私なりに解釈するところは、その事業者と協議をしてその中で時価よりも安いけれども、適当な価格で相当と認められるような価格で譲渡するということなのか。その辺の確認をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 済みません、答弁漏れということで。この公共施設関連は今申しあげましたその土地だけじゃなくて、道路だけじゃなくて、その水路とか当然その中には

公共施設があろうかと思えます。そういった部分に対してこの企業が整備すれば、それについては当然補助したい。そういう改正でございます。また、この公共施設の便宜、普通財産等、これは贈与というか、今、1円でもいいのかということ、これは常識的な判断でございまして、久保居議員がおっしゃるとおり、それらについてはこの企業とある程度協議して決めたいということでございます。

以上でございます。

○5番（久保居光一郎） 了解しました。

○議長（中山五男） そのほか質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第10号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第7 議案第11号 那須烏山市児童生徒を伸ばすすこやか条例の一部改正  
について

○議長（中山五男） 日程第7 議案第11号 那須烏山市児童生徒を伸ばすすこやか条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市立小学校児童と中学校生徒の表彰の種類をそれぞれ明確に定め、あわせて条例の構成及び文言表現等を見直すため、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、これまで小中学生とも努力賞、奉仕賞、親切賞、体育賞、文芸賞の5部門の表彰としておりましたが、小学生は従来どおりの5部門、中学生は3学年を対象に学力賞、体育賞、文化賞の3部門といたし、中学生においては団体として顕著な成績を収めた者や、第1学年、第2学年で顕著な成績を収めた者を対象とする特別表彰の規定を設けようとするものであります。

また、表彰方法におきましては、これまで小学校、中学校在学中に、それぞれ1人1回の表彰だったものを、それぞれ1回を限度とし、特に中学生においては優秀な者を表彰することで生徒の誇りとなり、将来にわたって励みとなるような表彰に改正するものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、御決定をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 今、上程の議案第11号なんですが、生徒を伸ばすすこやか条例、これは大変結構なことなんですけれども、もう今三十一、二の子供のころから、今から十五、六年前ですね。そのころから、親の教育がしっかりしてしまして、中学校の2年生並びに3年生になりますと、これはすこやか条例の先生が表彰を決めるわけですよ。我々とか皆さん方が決めるのではなくて、先生がその中でよくやっているというので表彰すると思うんですが、子供さんが先生にごまをする。ごまをするという言い方はいかなものかと思うんですが、先生に対して非常に、子供がですよ、気をつかって先生の言うことを先取りして一生懸命やっている子供もいるわけですね。反対に悪い子もいるんですが、そういう子もいるんですよ。

なぜかという、学校に行くときに内申書がよくなるわけですよ。そうすると、やはり学校に入るとき非常に有利だと。きちっと親がわかっていまして、子供にもう中学校に入るときにはそういう教育をしているんですね。もう十五、六年前からそんなことで、私も息子が今30なんですが、その子供と同じ子供が中学校のときそういう話をするわけですよ、もう。そういう話ですから、よっぽどこれ、表彰するのは結構なんですが、それが悪いということでは

ないんですから結構なことなんです、そこら辺のところは注意してよく見ていただいて、それでどこら辺で評定をつけるのかわかりませんが、点数制でやるのかどうかかわかりませんが、マニュアルをつくってきちんとした形でやっていただきたいと思っているんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（中山五男） この件は池澤教育長から答弁を求めます。

池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 滝田議員の御質問にお答えしたいと思います。すこやか条例のことかと思いますが、今般の改定は、小学校の部分は御案内のように5部門、これはこれまでと変わりません。したがって、小学生6年間で1回だけ。全員の児童に表彰をいたします。これまでと変わりません。

中学校については、今般提案させていただいたものは、知、徳、体3部門にわたって中学3年生について、知、徳、体の部門で1人を、学校長が学校の中で協議して推薦した者を教育委員会でさらに精査し、妥当という者についてのみ表彰するということになってございます。

したがって、滝田議員が御心配されたこと、私どもも学校と精いっぱい実績を積みまして精査して、本人と学校と教育委員会が一致を見た者について調査をしてまいりたいと思っております。

したがって、中学3年生のみということですので、1、2年生は表彰の対象に原則なりません。1、2年生は、学校で1人ですから、あの先輩はこういう実績を積んできたということを目の当たりにしてございます。俺も、私も、先輩のように一生懸命努力すると、やがて表彰の榮譽に浴するという可能性があるということでございますので、議員御心配のことについては、私どもも胆に銘じてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 今、教育長から説明を受けて3年生のみの1人のみということなんです、学力賞、体育賞、文化賞、これは大体表彰の対象としては非常にわかりやすい。誰が見てもそうかなという部分があると思うんですが、今、私が申し上げたことがちょっとそのときにならないとなかなかよく見ていないとわからない部分と、あと全校徳行賞じゃないですが、やはり同じ子供さん、学年の子供がたまに新聞に出ていますけど、学校に通うことが足を骨折したりしてできなくて、子供と一緒に同級生がついて面倒みとか何とか、そういうのも表彰対象になっているとかというのものもあるようですから、そういういろいろな角度から見てもらって、やはり直接目に触れない部分もあつたりして大変かと思うんですが、そこら辺のところをよく見逃しのないようにきちんとした形で表彰してもらえればありがたいなとそういう希望

だけしておきます。よろしくをお願いします。

○議長（中山五男） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 滝田議員、御心配された件についても、今般中学校から上がってきた事例を申し上げますと、学力賞、例えば荒川中学校では、学力賞1名だけでございます。つまり、ほかの2部門については議員御心配されるようなことがあったとすれば、さすが学校の校長先生を初めこの部門の審査にあたった先生は私どもに推薦してこないということで、学力については全校生わかっているわけでございます。栃木県の中学3年生、全部同じ問題で学力調査しますから、これは全校生が認めているわけでございまして、したがって1名だけ推薦する。これは私ども妥当として、今回、推薦対象に候補者として挙げてございます。したがって、3部門そろっているという学校は1校だけでございます。どうぞ御理解をいただければと思います。ありがとうございます。

○14番（滝田志孝） 了解です。

○議長（中山五男） そのほか御質問あります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質問がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第11号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり決定いたしました。

---

◎日程第8 議案第12号 那須烏山市郷土資料館及び歴史民俗資料館の設置及び

### 管理に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第8 議案第12号 那須烏山市郷土資料館及び歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

#### 〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災及びその後の余震等により、南那須歴史民俗資料館の本館である木造平屋建ての建物が被災したことに伴い、これを廃止して建物を解体し、更地にして、土地所有者への返還をするため、本条例中における南那須歴史民俗資料館の規定を整理する所要の改正をするものであります。

また、烏山郷土資料館の休館日を、毎月1日、毎週水曜日、金曜日及び毎月第3日曜日から、毎週月曜日、水曜日、金曜日及び毎月第3日曜日に変更するための所要の改正をするとともに、文言表現を一部修正をするものであります。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 具体的な解体工事が決まっているかと思うんですが、時期についてお尋ねをいたします。

○議長（中山五男） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 今の御質問について答弁いたします。今般入札が完了いたしまして、明けまして1月中には終了を予定してございます。1月いっぱい完了予定でございます。

以上です。

○議長（中山五男） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第12号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。日程第9 議案第1号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）から、日程第14 議案第6号 平成24年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでは、いずれも補正予算に関するものでありますので、この6議案について一括して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

---

◎日程第 9 議案第1号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）  
について

◎日程第10 議案第2号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第11 議案第3号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第12 議案第4号 平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第13 議案第5号 平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第14 議案第6号 平成24年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2

## 号) について

○議長（中山五男） よって、議案第1号から議案第6号までの6議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

## 〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第6号までの補正予算の提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第1号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、平成24年度一般会計予算の歳入歳出を、それぞれ1億6,080万2,000円増額し、補正後の予算総額を130億7,106万7,000円とするものであります。

今回は、主に国、県補助事業等の精算、確定に伴い補正予算を編成したものであり、人件費につきましては諸手当等の精算及び早期退職に伴う退職手当、組合負担金等の増額補正をあわせて行うものであります。

主な内容について御説明申し上げます。まず、歳出であります。議会費は、議場音響システムの修繕及び不測の事態に対応するためのバックアップシステム購入に係る費用であります。

総務費は、東日本大震災による公有物件損壊に係る共済金の交付に伴い、これを今年度予定をしております南那須学校給食センター並びに観光物産センターの解体工事に一部充当し、残りを東日本大震災復興推進基金に積み立てるものであります。また、那須南病院の駐車場拡幅のための用地購入調査費、新たな地域振興事業として県補助金を活用する里の守サポート事業、わがまち共同推進事業、震災等緊急雇用対策事業に取り組むための予算計上であります。

民生費は、障害者自立支援事業費における介護給付費の同行援護、療養介護、生活介護、短期入所等について、重度の心身障がい者の利用者が当初の見込みよりも増加をしたため増額をするものであります。また、妊産婦医療助成費が長期入院等により増嵩したため増額であります。

衛生費は、災害による瓦れき、木質廃材等の処理費用に係る補正であります。また、上下水道事業において、高瀬地内配水管布設事業に係る一般会計繰出金の計上であります。

農林水産業費は、国、県補助金事業の確定に伴う事業費の精査のほか、市単独の小規模な土地改良事業に係る予算計上であります。

土木費は、宇都宮那須烏山線高瀬トンネル開通式に伴う経費や市道の保全対策、維持補修に係る予算であります。

教育費は、学校給食センター整備国庫補助金の確定に伴う財源の振替、及び同施設の電気料が当初予算の見込みを上回り不足を生じますことから増額するものであります。

災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧事業費の追加に伴う予算及び南那須学校給食センター等の解体工事に伴う予算の計上であります。

公債費は、市債償還金の10年利率見直しに伴う補正であります。

次に、歳入であります。国庫支出金は、障害者介護給付負担金、災害等廃棄物処理事業費補助金、台風15号豪雨災害に係る災害復旧費補助金、学校給食センター整備に係る学校施設環境改善交付金等の増額であります。

県支出金は、障害者介護給付負担金、妊産婦医療費助成事業費補助金等の増額であります。

諸収入は、東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじ交付金、東日本大震災による公有物件損壊に係る共済金等であります。

市債は、学校給食センター施設整備事業債の減額であります。

寄附金は社会福祉事業費寄附金といたしまして、東北化工（株）様、ふるさと応援基金といたしまして住宅エコポイント事務局様、宇都宮市堤 行雄様からであります。それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をいたしております。御芳志に対して深く敬意を表し御報告申し上げる次第であります。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金並びに普通交付税確定分をもって措置をいたしました。

議案第2号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、国民健康保険特別会計予算の事業勘定及び診療施設勘定の補正予算であります。

まず、事業勘定は、歳入歳出をそれぞれ1,505万円増額し、補正後の予算総額を34億6,225万円とするものであります。

主な内容は、平成24年度保険給付費、出産育児一時金、葬祭費、人間ドック検診補助金に係る所要額であります。これらの財源は、前年度繰越金及び一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

次に、診療施設勘定は、歳入歳出をそれぞれ76万4,000円増額し、補正後の予算総額を7,716万4,000円とするものであります。主な内容は、七合診療所の医薬品衛生材料費、境診療所の診察室エアコン購入費であり、財源は前年度繰越金及び外来収入をもって措置をいたしました。

なお、本案は、国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ております。

次に議案第3号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてで

あります。本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ146万4,000円増額し、補正後の予算総額を24億8,850万6,000円とするものであります。主な内容は、不足が見込まれます職員人件費及び居宅介護住宅改修費の保険給付費負担金などであり、財源は支払基金交付金及び繰入金等をもって措置をいたしました。

議案第4号は、平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ61万8,000円増額し、補正後の予算総額を5,731万8,000円とするものであります。

その内容は、農業集落排水事業施設維持管理費の精査に伴う光熱水費の増額であります。財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第5号は、平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ184万3,000円増額し、補正後の予算総額を3億5,994万3,000円とするものであります。

主な内容は、下水道事業施設維持管理費の精査に伴い、歳出の光熱水費を増額し、歳入の下水道事業受益者負担金は実績に伴い減額するものであります。不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第6号は、平成24年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本議案は、水道事業会計予算の収益的収入の雑収入を22万4,000円増額し、補正後の予算総額を5億4,442万4,000円とし、収益的支出の営業費用を1,225万4,000円増額し、補正後の予算総額を5億3,991万5,000円とするものであります。

収入の主な内容は、地震保険金の増額で、支出は東京電力の電気料金値上げに伴う動力費、水道管漏水修繕費等の増額であります。資本的収支では、資本的収入の企業債を2,210万円減額し、一般会計繰入金を675万6,000円増額し、補正後の予算総額を7,656万4,000円とするものであります。

資本的支出は、高瀬トンネルの取付道路に布設する配水管の設計業務委託料等のため建設改良費を427万1,000円増額し、補正後の予算総額を3億7,524万3,000円とするものでございます。

以上、議案第1号から議案第6号まで一括をいたしまして提案理由の説明をさせていただきました。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 補正予算関係ですが、市長提案理由にありました中の何点かについて質問をいたします。まず、議会関係ですけれども、議会の録音関係なのかなと思うんですけれども、その改修関係と、不測の事態が起きた場合にそれに対応するバックアップ関係をやられるというような説明ですが、具体的にはどういう内容なのか御説明いただきたいと思ます。

次に、また提案理由にもありましたように、那須南病院の駐車場を拡張するというので、用地取得の対策をとりたいということなんですけれども、具体的にこの補正予算の項目では企画費なのかなというふうにはお見受けするんですけれども、具体的には今どういう段階でどのように進めているのか。その内容について御説明をお願いしたいと思います。

次に、15ページの障害者福祉事業費が560万円、その下に障害者自立支援事業費3,644万9,000円とありますけれども、これについては具体的にどのような事業内容なのか、御説明をお願いしたいと思います。

17ページ、塵芥収集処理費1,045万円とありますが、これは震災瓦れきの処理ではないかなとお見受けするんですけれども、興野小学校跡に大分震災瓦れきが持ち込まれているようなんですけれども、それらの処理のためにこの費用が計上されているのかなというふうに思うんですけれども、あれはいつごろまでに業者関係に委託をして撤去されて、もとに戻るのか。その見通し等について御説明をいただきたいと思ます。

次に、旧南那須学校給食センターですけれども、その解体費用というのが載っておりますけれども、これについては先ほどの質問ではありませんが、工事そのものはいつごろからいつごろまでに終わって、その後の土地については地権者に返すのかなと思うんですけど、その具体的な内容について御説明をいただきたいと思ます。

あと、国民健康保健関係で、8ページですが、出産一時金が210万円補正されておりますけれども、これは当初よりも計画したよりも出産が多かったために、この一時金を補正したのかなとお見受けするんですけれども、その内容について御説明をいただきたいと思ます。

以上です。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 私のほうから、議会運営費のほうの内容について御説明をさせていただきます。

まず、1点目が議場の音響システムの改修でございますけれども、導入から15年経過しておりますので、各所にふぐあいが生じているということで、その音響システムの修繕でございます。具体的には、プリアンプパネルの修繕、マイクユニット3台分の移設ということで30万5,000円を予算化してございます。それから、万が一この音響システムが使えなくなった

場合のバックアップ用のポータブルアンプとワイヤレスマイクの購入費ということで、備品購入費の24万7,000円を予算措置してございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 粟野総務課長。

○総務課長（粟野育夫） 那須南病院駐車場関係の予算でございます。一般会計補正予算書の13ページになります。病院の駐車場関係の予算でございますが、総額は400万円を計上しております。何節かに飛びますので御説明申し上げたいと思います。

まず、12節の役務費110万円のうち100万円が不動産鑑定料で予算計上いたしました。もう一つが、13節の委託料405万円の中の300万円を家屋評価というんですかね、移転補償等に伴う家屋評価に300万円、合わせて400万円を予算計上したところでございます。

以上です。

○議長（中山五男） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） それでは、15ページの障害者自立支援事業費関係でございます。そのうちのまず障害者福祉事業費の560万円でございます。こちらにつきましては、平成23年度分の事業の確定に伴う精算分での償還が出ました関係上、償還金の560万円でございます。

続いての障害者自立支援事業費3,644万9,000円の内容でございます。こちらの事業につきましては、障害者自立支援法の改正及び障害者サービスの期限が平成24年3月31日で旧法から新法への移行期間が到来することに伴いまして、給付費が伸びたことによる補正でございます。

主な内容につきましては4つほどございます。移動援護の関係の事業、療養介護、こちらの療養介護については金額約800万円程度が不足すると予定しております。それから、3つ目が生活介護でございます。こちらが約2,000万円でございます。もう一つは短期入所のサービス給付費ですね。こちらが300万円ということで、こちらの事業費が不足いたしますので、今回補正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 17ページの塵芥処理費についての御質問でございますが、やはり議員御指摘のとおり、震災の瓦れき処理の予算の補正でございます。今現在、国の査定を受けている段階でございますので、3月までを推計しますと約2,281トンをリサイクル処理を予定しているところでございます。査定を受けまして正式に決まりましたら、業者と打ち合わせをしているところですが、一応3月下旬には一旦は終了させたいというふうな考え

てございます。

以上です。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） それでは、私のほうから、旧南那須学校給食センターの解体について答弁させていただきたいと思います。

具体的な時期でございますが、現在、解体の設計を依頼しているところで、1月に入札に付してその建物の解体、それから処分、更地の整地等を行いまして、年度内には完了を予定し、4月には地権者のもとにお返ししたい考えでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） 平塚議員のほうから、国民健康保険で補正しました出産一時金の210万円のことで御質問がありましたのでお答えします。当初35人ということで、1人当たり40万円ということで1,470万円ほど予算を計上しておりましたが、5名ほど増加しそうなものですから、5掛ける42万円ということで210万円の補正をいたしました。よろしく申し上げます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） わかりました。那須南病院の1つの課題であります患者さんが利用される駐車場を何としても広げたいということだと思っておりますが、これはもうその特定の場所、これについては話し合いというか、が進められるような段階になったのか。まだ、対象の土地は全然話を進めていないという状況なのか。その辺の見通しについても、どのような段階なのか、もし、議場で話せる範囲内で御回答いただければなと思っておりますけれども。

そうすると、400万円は一般管理費のほうに入っているということでございますので、この企画費のほうの地域振興事業費264万7,000円及び里山サポート事業補助金というのは、直接は関係ないわけですね。そうすると、これはどのような事業をされるのか。この内容についてもお示しをいただきたいと思っております。

塵芥処理についてはわかりました。ぜひ、早急に業者を決めて対処方をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 那須南病院の駐車場拡幅の件につきましては、広域行政事務組合の事業ということになりますので、私のほうから答弁いたします。

今、内部の会議で広域行政事務組合で幹事会というものがございまして、そのような中で、こ

の建設等の委員会を立ち上げてそのチームをつくるという段階でございまして、また、病院運営委員会等についてもこれらの事業概要については御報告をし、おおむね了解を得られているところではございますが、具体的な土地交渉あるいはそういうことについては、まだ白紙の状況であるというふうに御理解いただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） お尋ねのございました地域振興事業費につきまして、内容の御説明をさせていただきます。

この中には3つの事業がございます。1つは、震災緊急雇用対応事業といたしまして、国の震災対応緊急雇用事業の交付金を活用いたしまして、こちらは現在の段階では下野新聞社のほうに委託をいたしまして、下野新聞を活用した観光物産情報の発信、これは月2回程度を考慮しておりますけれども、そのほか市の観光物産展の情報、データの収集と整理ということで、これは24年度から25年度にかけての事業で予定をしております。今回の予算措置につきましては、平成24年度分ということで124万7,000円を予算計上したところでございます。

それから、第2点目が里の守サポート事業ということで、これは県の県単補助金を活用いたしまして、大木須地域のほうを対象といたしまして中山間地域のいろいろな課題解決のために地域住民の皆さんとの協働によりまして、将来を見すえた事業プランの策定を行うということで予定しております。事業費につきましては30万円でございますが、こちらは全額県の補助金ということでございます。

3つ目が、わがまち協働推進事業ということでございますが、既に下野新聞等にも報道されましたけれども、なすから教育支援ネットワークという団体が発足いたしましたけれども、この団体に取り組む地域づくり活動に対しまして、県のわがまち協働推進事業の補助金を活用した支援を行うということでございます。こちらは補助金の額が110万円でございますが、そのうち2分の1が県のほうから補助金として交付されるものでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 那須南病院のこの地域における中核的医療機関としての役割、それだけにとどまらず、安心安全の拠点ということからしても、本当に駐車場の確保は欠かせないと考えます。これから運営委員会等を立ち上げながら、さまざまな問題、課題を出してその解決のために検討されるということでございますが、ぜひこれは相手があることですから簡単には進まないかもしれませんが、何とぞ駐車場の用地を確保していただいて、早期に整備をしていただきますようお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（中山五男） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時13分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開いたします。

補正予算の質疑を続けます。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（中山五男） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第6号までの6議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより1件ごとに採決をいたします。まず、日程第9 議案第1号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第2号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第3号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第4号 平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第5号 平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第6号 平成24年度那須烏山市水道事業会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 午前中の議案第7号関係で17番平塚議員の質問に一部回答できない部分がありましたのでお答え申し上げます。知事選挙に使用したポスター掲示場の再利用によりまして削減できました費用につきましては58万6,716円でございます。

以上です。

---

#### ◎日程第15 議案第13号 字の名称の変更について

○議長（中山五男） 日程第15 議案第13号 字の名称の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、県営江川南部Ⅰ地区土地改良区区画整理事業の施行に伴い、市界変更の効力が発生

した後、現況に符合しない字の区域が生じたために、字界変更について地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

当該地は平成13年度から、さくら市（旧喜連川町）鹿子畑地内において施工いたしました県営江川南部I地区土地改良区区画整理事業に伴い、土地の有効利用及び効率的な道水路配置を目的として、市界に沿って存じていた本市側の水路敷地を事業の地区内に取り入れ、道水路の付替、新設を行い、その施行後の区画の測定測量を実施し、昨年9月定例会において地方自治法第7条第1項の規定に基づき、市界変更の議会の可決を経たところでございます。

その後、栃木県知事宛て申請し、県においては本年2月定例会において可決された後、総務大臣宛て申請がなされ、平成24年7月30日付官報の総務省告示第291号において告示がありまして、市の境界変更の効力は同年8月1日より効力が生じたものであります。

以上の経緯から、市界変更の効力発生後において、土地改良事業実施後の現況に符合しない字の区域が生じたために、字界変更の処分、すなわち字名の変更を行うとするものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 字の名称変更につきまして、補足説明申し上げます。

県営江川南部I地区の土地改良事業の農地の区画整理事業につきましては、平成13年に着工され、さくら市（旧喜連川町）鹿子畑地内を中心といたしまして、当該地区に隣接した本市区域内の法定外公共物、水路を当該事業の地区に編入し、総面積94.6ヘクタールをさくら市の全額負担により総事業費16億2,000万円をかけまして整備したところでございます。平成24年に換地処分して完了する計画となっております。

本案件につきましては、市長の説明と重複するところがございますが、昨年の9月定例会におきまして、地方自治法第7条第1項の規定により市界変更の議会の可決を経ているところであり、その後、栃木県知事宛て申請し、県においては本年2月定例会において可決された後、総務大臣宛て申請がなされまして、平成24年7月30日付官報において総務省告示291号において告示がなされ、市の境界変更の効力は同年8月1日より効力が生じたところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。変更調整には、変更前の大字鹿子畑字ネギ田及び森後のそれぞれの地番を大字について上川井に、字につきましては浅川に変更するものでございます。地番に関しましては一時的に従前の地番を使用することになります。今回の字の名称の変更手続を経た後、換地処分手続時に正式な地番が付されることとなります。

次のページには、字の変更にかかる一字を、さらに次のページには現形図をつけてごさいます。最後の現形図をごらんいただきたいと思います。字名の変更といたしまして、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、字ネギ田の4筆及び字森後の4筆が赤の斜線で示しており、以上8筆が大字上川井、字浅川に変更されることとなります。

なお、この境界変更というんですかね、字の名称変更に伴う面積につきましては、さくら市、本市ともに同面積の468平米の交換ということとなります。

以上でございます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（中山五男） 特に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第13号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。日程第16 議案第14号 那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者の指定についてから、日程第19 議案第17号 那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定についてまでは、いずれも指定管理者に関するものでありますから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

◎日程第16 議案第14号 那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者の指定について

◎日程第17 議案第15号 那須烏山市民ふれあい農園の指定管理者の指定について

◎日程第18 議案第16号 那須烏山市山あげ会館の指定管理者の指定について

◎日程第19 議案第17号 那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定について

○議長（中山五男） よって、議案第14号から議案第17号までの4議案について、一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第14号から議案第17号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第14号は、那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者の指定についてであります。本案は、那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者といたしまして、那須南農業協同組合を指定管理するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

当施設は、農村助成の生きがづくりと地域農業の発展に寄与する目的で、昭和63年度単むらづくり対策事業によって設置をし、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間、那須南農業協同組合を指定管理者といたしまして指定をし、農村地域の住民等に幅広く利用されております。

来年3月に指定管理期間が満了するに伴いまして、当施設の円滑かつ効率的な運営を図るため、引き続き那須南農業協同組合を指定管理者として再指定し、農産物加工の活性化を目指そうというものであります。指定期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までであります。

議案第15号 那須烏山市民ふれあい農園の指定管理者の指定についてであります。本案は、那須烏山市民ふれあい農園の指定管理者として、財団法人那須烏山市農業公社を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

当施設は都市生活者等に対し、農園での農作業体験を通して、土と親しみ、収穫する喜びを実感させることにより、農業に対する理解を深めさせ、あわせてふるさと観光づくりを進めるために、平成7年度農業農村活性化農業構造改善事業によって整備をしたものであり、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間、財団法人那須烏山市農業公社を指定管理者として指定しております。

来年3月に指定管理期間が満了するのに伴いまして、当施設の円滑かつ効果的な運営を図るため、引き続き財団法人那須烏山市農業公社を指定管理者として指定し、活動の活性化を進め、地域の農業振興を目指そうというものでありまして、指定期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間であります。

次に、議案第16号 那須烏山市山あげ会館の指定管理者の指定についてであります。本案は、山あげ会館の指定管理者といたしまして那須烏山市観光協会を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

山あげ会館の指定管理者は、平成20年4月1日から那須烏山市観光協会を指定し、管理運営してまいりましたが、平成25年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますことから、新たな指定管理者を公募したところであります。公開による募集要項、仕様書に基づき公募いたしましたが、応募は那須烏山市観光協会の1団体のみでありました。

指定管理者の指定にあたりましては、指定管理者選定委員会がプロポーザル方式による慎重な審査を経て選定をしたものであり、指定期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第17号 那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定についてであります。本案は、龍門ふるさと民芸館の指定管理者といたしまして、那須烏山市観光協会を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

龍門ふるさと民芸館の指定管理者は、平成20年4月1日から那須烏山市観光協会を指定し管理運営をしてまいりましたが、平成25年3月31日をもって指定管理期間が満了することになりますことから、新たな指定管理者を公募したところであります。公開による募集要項、仕様書に基づき公募いたしましたが、応募は那須烏山市観光協会の1団体のみでありました。

指定管理者の指定にあたりましては、指定管理者選定委員会がプロポーザル方式による慎重な審査を経て選定をしたものであり、指定期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間であります。

以上、議案第14号から議案第17号までの提案理由を一括して御説明を申し上げます。何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されている議案第14号から第17号についてでありますけれども、これはこの本会議場の質疑の後に委員会に付託されるということでございます。私も経済建設のほうに所属しておりますので、この内容についての意見は当然差し控えさせていただきたいと思いますが、これは過去5年間、指定管理をしていた同じ団体にするものでありまして、第14号、第15号はこの前の全員協議会の際にも説明がございました。大体指定管理料、一定の金額で進められている部分と、指定管理料が1銭もかかっていない部分がございます。

しかし、第16号と第17号の観光協会に今まで指定管理をお願いしていた山あげ会館と龍門ふるさと民芸館については、この前の全員協議会の中であまり資料もいただけなかったわけでございます。前回の全員協議会の中で私は担当課長に対して、これまでの指定管理料の推移とか、自治体のコスト表とか、今回のプロポーザル方式による審査が行われたわけでありまして、そのときに提出された申請書の内容、事業計画、予算等々の資料を、これは委員会の中では当然いただいて審議をしたいと思いますが、皆さんがこれからいろいろな質疑をする中で、そういう資料がないまま、この紙1枚で委員会以外の議員さんが質疑ができるのかどうか。その辺の資料をそろえるようにというような要望をしたわけでありまして、その辺についてはどうなっているのでしょうか。

それから、今、市長が慎重な審議と言いますが、この紙っぺら1枚でどういう審議ができるんですか、慎重審議が。そのこともあわせてお願いいたします。

○議長（中山五男） 堀江議会事務局長。

○議会事務局長（堀江久雄） ただいまの久保居議員の質問にお答えしたいと思います。資料につきましては、議会事務局のほうで預かっておりますので配付するという事は可能でございます。

○5番（久保居光一郎） 了解しました。

○議長（中山五男） 資料を配付する間、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時37分

○議長（中山五男） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 今、配付された資料はわかりませんので、全員協議会のと きにもらったものでわからない点だけを質問します。

山あげ会館の年度末の今回新しくなった指定管理料ですね。何か理由があるんだとは思いますが、この間の全員協議会では説明がなかったと思います。その説明を新しくやる値段が山あげ会館224万円ほどかかると思います。あとふるさと民芸館には121万円、指定管理料が平成25年度から上がっています。その中身を、何か原因があるかと思 いますので、説明をお願いしたいと思 います。

前に全員協議会で説明があったと思うんですが、予定金額というのを上限幅を言ったとか何かという話があったんですが、この金額は幾らだったのか。あわせてお願いしたいと思 います。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 説明申し上げたいと思 います。指定管理料についてということですが、今、配られた資料で御存じだと思 いますが、金額が当時よりふえておりますのは確かでございます。これらの理由としましては、全員協議会のと きにちょっと述べさせていただいた経緯はありますが、5年前からしますと、当然物価の上昇等もあろうかと思 います。また、当然電気料も今回、御存じのように東電のほうで約17%ぐらい上がるという情報を得ておりまして、実際、通知が来ているところでございます。

そういったことから、観光協会のほうでこの公募にあたってそういったもろもろの計算して、今回予算書等も出ておりまして、今回、約1,080万円ということで、前回までは856万円でございます。そういったことで、一般的な値上げがありますが、ただ、御存じのとおり、観光協会の山あげ会館の入館者数が年々減少しているところでございます。これらにつきましては、当然観光協会としても指定管理期間もあらゆるイベント、祭り、また首都圏に出向いて、いろいろ指定管理者と一体となって観光PR、入館者増に努めておりましたが、残念ながら年々人の減っている状況でございます。そういったものを公募にあたって、この観光協会が積算したものでございます。

ただ、うちのほうで今回、5年前にこの指定管理料についていろいろ問題がありました。そういうことで、今回、募集にあたりましては基本額を設けたところでございます。そういうことで、その基本額を設けることによって、今回たまたま募集が1団体、観光協会のみでございましたが、これらを公に10月15日から11月9日まで募集して、今申し上げました基本額を設けることによってどこの団体も公募しやすいということでございます。

そういうことで、観光協会の金額について当然プロポーザルを行いまして、この金額で決定したということでございます。民芸館のほうも同じ考えでございます。

○議長（中山五男） 佐藤議員、了解いただけましたか。

高橋課長、今回設けた基準額は幾らだったか。その基準額と引き上げの理由は物価上昇、電気料17%引き上がったこと、基本額を設けたとありますが、その個々に幾らずつ割り振ってこれだけ引き上げたのか。この辺のところがわかればあわせて答弁してください。

栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） プロポーザルでやっていますので、一応入札という形をとりますので、総務課もかかわりあっていますので、私のほうから申し上げたいと思います。

基準価格、いわゆる限度額、山あげ会館につきましては1,200万円です。申請提示額ですね、1,087万円でした。龍門ふるさと民芸館につきましては、限度額500万円、いわゆる基準額ですね。そこへ申請額が440万円。ただし、今回、出てきました中の金額と若干違っておりますのは、提案書の中に施設内の障害保険料の積算漏れが提示者からも市のほうからもございましたので、その分を追加しております。

もう一つは、龍門ふるさと民芸館なんですけれども、当初1人で見込んでいたところ、1.5ぐらいまで見ないと、やはり人員の配置ができないということがありまして、実際の金額は470万円になっているところでございます。

○議長（中山五男） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 今、物価の上昇と電気料と、総務課長から保険料ということで、そういう話も出ました。物価率はどのあたりか計算していないからわかりませんが、基本的な考え方としては指定管理者というのは何のためにつくったんだということですよ。普通どんな指定管理でもだんだん下がっていくのが、そういう努力をしなくちゃならないというためにこの指定管理を設定しているんですよ。

物価率とかそういうものではあまり考えて、それを努力してもらいたいというのが私たち議員の立場じゃないかなと私は思っているんですが、その考え方、私は反対するわけでも何でもないんですが、そういう考え方についてもう1回お願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） その指定管理料の考え方でございますが、現実的に現在の856万円の管理料ですと、金額的に非常に厳しいような目安を持っております。というのは、それは自由にはならないとは思いますが、やはり何と言っても入館者数が減っているということございまして、これらが万が一今の状態でいまして、本当に指定管理者が実際に運営できないような状況にあらうかと思っています。

そういうことで、今回の上ってきた金額は、もう少し入館者数を努力してもらえればこれから景気が回復して入館者数が上がれば、こういった指定管理料も少し減額とか、そういうことも可能ではございますが、現在の状況でこういった金額になったということございまして、

申しあげましたように、なかなか指定管理料の種々から見ますと、議員御指摘のとおり、上がるのはどうかという当然御指摘でございます。しかし、5年前と現在のいろいろな状況を考えますと、ある程度の値上げというのも当然かなと思っております。

そういうことで、答弁になるかどうかはわかりませんが、ひとつそういうことで御理解を賜りたいと思っております。

○議長（中山五男） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 指定管理の件なんです、指定管理が観光協会に一応内定したということで、観光協会は補助金を上げる部分と指定管理をやる部分があるわけですね。補助金というのは、事業を拡大したり、頑張ってくださいという補助金ですね。片や指定管理の場合には、競争の原理でサービスを提供してください。これは相反する性格を持っているわけですね。

ただ、会計上は補助金が幾ら、指定管理が幾らということで会計は出てきますが、人というのはどうしても会計上は分けてもつながっているわけですね。だから、補助金を出している団体が指定管理をとというのは相反する部分だと思うんですが、逆に指定管理じゃなくて観光協会に委託しますよという形のほうが本来の形なんじゃないかなと私は思うんですが、その考え方を。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 御回答申し上げたいと思いますが、その考え方は高德議員のおっしゃるとおり、直接委託ということもあろうかとは思いますが、指定管理者と観光協会が同じ団体がやっているということで相反するという御意見もありますが、逆に指定管理の場合は、ある程度どこの業者、万が一違う業者が受けたとしても、本当にその中で当然指定管理業務とある程度観光PR業務等も行うわけでございます。

そういったことと、例えば指定管理者だけですと、観光協会の山あげ会館に指定管理者は大体2名から3名ぐらいという形でございますね。そうしますと、その民間にしても、ある程度の管理料の申請は当然出てくるのかなと思っております。ただ、逆に言えば、その観光協会と例えば指定管理から出資している指定管理者のほうの人に対してですが、例えばどうしても休まなければならないとかいった場合には、当然指定管理業務がおろそかになるとかあるわけですね。そういった場合には、同じ観光協会の職員が手伝いができるとか、そういった逆にメリットはあるのかなと考えております。

そういうことで、観光協会の指定管理じゃなくて委託等につきましては、今後、この指定管理業務中にそういった方向性もあろうかと思っておりますので、検討してまいりたいと思っております。

○議長（中山五男） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治）　そうですね。やはり指定管理の競争の原理ですか。その部分を担当課としてはチェックをして、観光協会が今回、5年決まるとすれば、それが継続していくのがいいのか。新たなまた競争の原理でまた別な業者が入りやすくするのか。その辺も含めてさらにチェックをしていただきたいと思います。

　　以上です。

○議長（中山五男）　高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋　博）　今、申し上げました競争の原理、当然今回、指定管理にあたっては、競争の原理のように公に公募をしているわけでございます。たまたま今申し上げましたように、今回の募集があったのは観光協会1団体だけということでございまして、あくまでも競争の原理でうちのほうは募集をかけているわけでございます。

○議長（中山五男）　10番水上正治議員。

○10番（水上正治）　この指定管理の問題ですけれども、加工施設以外は予算を見てみると80%委託して、その委託料で運営がされている。今までの議論を聞いてみても、いわゆるつくった当初の考え方でそういうふうにやりなさいというのであれば、正直1者ぐらいしか出てきませんよ。

　　ですから、これからはこれだけの施設があって、そういうお金を払ってその指定管理しなくちゃならないというのではなくて、その建物をベースにして、多目的な面も、そうすれば、そっちで利益が出たり人が来れば、その事業というんですかね、いろいろなことができてきますので、そこら辺も含めてちょっと考える時期に来ているのかなと思いますよ。今のままじゃ、どんどんつき込んでいかなかつたら、正直1者だって本当にいなくなってしまうよ、これ。というふうに私は思うんですけどどうでしょうか。

○議長（中山五男）　高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋　博）　水上議員の提案、大変ありがとうございます。当然あそこについては、観光をPRしていただくだけではなくて、こういったまた、十分にいろいろな団体が利用できるような多目的施設、そういうことも管理者に指示したいなど。また、管理者と協議したいなど思っている。実は、本年度、その施設の中で郷土芸能、祭りも開催しております。例えばささらとか、そういうものを施設の中で実施して、少しでも観光PRに入館者増に尽力したということで、いわゆる多目的に利用も現在、やっているのも現状でございます。

○議長（中山五男）　10番水上正治議員。

○10番（水上正治）　今、課長は今までやっていたところの若干その延長みたいなちょっとした部分だけど、私が言っているのは、もう少し幅を広げて多目的なものもセットして、そうすればその受けた人もその舞台を借りて商売なり何なりできれば、その指定料なんて要らな

いんですよ。物産センターなんか正直な話、指定料なんか要らなくたって、そこで何ぼでも多目的だったらできたはずですから、そういうことを考えたほうがいいと私は思います。

○議長（中山五男） いいですか。要望で。

大谷市長、この指定管理につきまして、質問と答弁、少々かみ合わない部分があるわけなんですけど、大谷市長としての所見がありましたらお伺いしたいと思います。

大谷市長。

○市長（大谷範雄） これらの指定管理の4件の問題につきましては、ぜひ常任委員会で付託をされるようでございますので、議論をいただきたいと思います。今、いろいろと建設的な御意見をいただいておりますのは、いわばこの経営が独立採算でできるということに尽きるんですね。したがって、今、観光業でこの指定管理は収入を得ているということでございますから、いろいろ多目的な行祭事あるいは物産、そういったものを総力を挙げてそういったところに売り上げ増を目指すというようなスタンスはやはり必要であると思います。

そういうことによりまして、公設民営ならず、むしろ賃借料をいただけるような経営がやはり理想であると思っておりますので、そういったことについて行政ともぜひ連携を組ませていただいて対応していかなければならない事案だろうとこのように考えておりますので、今後そのようなことに向けて調査研究をするべきだろうと思っております。

○議長（中山五男） そのほか質問はございませんか。

14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 指定管理者の件なんですけど、山あげ会館と滝の民芸館ですね、これについてちょっとお伺いしたいんですが、この中で今配付されましたこういう中で、情景の変化等の情報を発信し、興味を持ち、直接来館していただけるような内容とか、これは滝の民芸館ですね。その次にサービスの向上をするための方策として、観光客の多いシーズンは人員をふやす。それは大変結構なことなんですけど、民芸館も山あげ会館も同じ日が休みで同じ日に同じ時間に閉めなくちゃいけないという理由はないと私は思っているんですね。それこそ今の話じゃないけれども、幅広くその地域に応じた方法があると思うんですね。

ということは、滝の民芸館と言えば、夏場の夕方6時、7時に人が来るわけですよ。人がいても、はい、時間ですからと、がちゃっと閉められちゃうんですね。お客さん、時間ですよと。現実に私もそれは目の当たりに見ているわけですね。

そういうことを考えたときには、もうちょっと幅広く融通をきかせてもいいんじゃないかなと。そして、やはり休みも例えば、失礼ですけれども、冬場はあまりお客さんは時間が遅く日が暮れてからは来ないわけですよ。滝なんかはね。そういうときは1時間早く閉めてもいいし、朝は少し時間をゆっくりしてもいいと思うんですね。ところが、夏場はやはり夕方、夕涼みに

来るとか、ということは人が出るその時間帯に閉めちゃう。それで、お客さんを呼びましようと言ったって、これは絵にかいたもちだと思うんですね。

そこら辺の話し合いが現実に行われているのかされていないのか。この中にはいろいろ書いてあるけど、時間の延長とかそういうのは書いていないものですから、そこら辺はどうなっているのかお伺いをするものであります。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） ただいまの御指摘でございますが、これらにつきましては、十分に入館者、市民の方、訪れる方に満足できるように、指定管理者のほうとも十分に協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） それでは、そういう形でやっていただけるということであれば、よろしくお願いをします。

それともう一つお願いがあるんですが、滝はライトアップしているわけですよね。実際そういうのは我々仲間も手を貸してそれなりにライトアップの準備をした。そういう中で、どうも夜見るとライトアップする日が、大変失礼ですけれどもないものですから、それがどうだということはないんですが、私らも電気料の話をされちゃうと何とも言えないんですが、極力せめて金、土、日ぐらいいは時間制限してライトアップしてくれるかどうか。ちょっとそこら辺も周りの方に聞きますと、夜9時までならいいよというふうに言ってくれているんですよ。9時以降は勘弁してくれと。電気を消しちゃうとそのうちに虫がわあっと来ちゃうんですね。だから、9時以降は勘弁してという話なものですから、8時でも何時でもいいと思うんですが、冬場であってもクリスマス近辺とか、そういうのはやはりライトアップをせっかく森をつくってあそこへ置いたままでつけないのはもったいないと思う。夜本当に雨が降った日はこう、黒い水が流れていますよ、極力黒い水が流れてもライトアップするときれいに見えるんですよ。ぜひともそういうのも含めて、それもコマーシャルの1つですから、できましたらばそういう話をさせていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） ただいま提案、大変ありがとうございます。このライトアップにつきましては、平成18年から平成19年のころに民間の方の提案で、また、御協力でライトアップしていただいたという経緯があります。非常にありがたく思っております。今の点灯期間、時間とかそういうのも十分に検討してまいりたい、協議してまいりたいと思っております。ということで御理解賜りたいと思います。

○14番（滝田志孝） 了解です。

○議長（中山五男） よろしいですか。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第14号から議案第17号については、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第17号は経済建設常任委員会に付託いたします。

---

○議長（中山五男） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、明日12月6日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

〔午後 3時06分散会〕